

北朝鮮の人権状況に関する安保理における協議

- 2020年12月12日朝(NY時間11日)、安保理は、北朝鮮の人権状況について協議。
- 理事国でない我が国は協議に出席できないものの、協議後に発出された日本を含む有志国8か国による共同ステートメントに参加。

(注)日本に加えて、安保理理事国7か国(米国・英国・フランス・エストニア・ドイツ・ドミニカ共和国・ベルギー)

【参考】有志国による共同ステートメント(主なポイント)

- ✓ 北朝鮮の、長年にわたる、組織的かつ広範囲にわたる重大な人権侵害による国際の平和と安全に対する深刻な脅威について、安保理での協議に続き、今次声明を発表する。
- ✓ 国連人権高等弁務官事務所(OHCHR)、北朝鮮における人権に関する国連調査委員会(COI)及び北朝鮮の人権状況に関する特別報告者の報告によって、北朝鮮の劣悪な人権状況は国際社会に周知されている。
- ✓ 北朝鮮「政府」が、人々のニーズよりも兵器開発を優先することを決定し、国際社会から孤立していることは、北朝鮮の人々に対する感染症の影響の悪化を余儀なくさせている。
- ✓ 北朝鮮の人権侵害が国際の平和と安全に対する差し迫った脅威となっているため、我々は、安保理において本件を協議することの重要性について、改めて強調する。
- ✓ 国際の平和と安全を確保するためには、北朝鮮が、関連安保理決議に従い、全ての核兵器、弾道ミサイル計画、既存の核及びその他の大量破壊兵器計画を、完全な、検証可能な、かつ不可逆的な方法で放棄することが必要不可欠である。
- ✓ 人権を尊重しないことは、日本及びその他の国民の国際的な拉致問題を含め、近隣諸国に対する北朝鮮の敵対的政策の本質的な部分になっている。我々は、北朝鮮に対して、拉致被害者に関する全ての問題のできる限り早期の解決、特に彼らの即時帰国を、強く要求する。